

養生所病院遺跡の古写真との比較検討

1. 『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』及び『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』(図面)について

1. 経緯

2017年(平成29年)12月21日 木曜日に、私達 当会の池知和恭が、長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様より、長崎市文化観光部文化財課にて、『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』及び『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』(図面)を手交されました。

2. 『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』に記載の長崎市文化財課の見解

- ・小島養生所の北棟と南棟を結ぶ渡り廊下に関する遺構は確認されていない。
- ・養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北にならんでいるが、本遺構は養生所の渡り廊下ではない。

3. 私達当会の見解に関する長崎市文化観光部文化財課への提示

(1) 当会池知和恭は、長崎市文化観光部文化財課室外の長椅子で、当該図面を拝見し、2017年後半に至って、相川忠臣先生より「養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北にならんでいるが、本遺構は養生所の渡り廊下であるようだ」との見解を聞いていた処、相川忠臣先生の見解の可能性は十分にあると認識し、長崎市文化観光部文化財課に戻り、長崎市文化観光部文化財課に「養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北にならんでいるが、本遺構は養生所の渡り廊下であるように思われる」と伝えました。

(2) 2017年(平成29年)12月25日 月曜日、私達 当会は、長崎市文化観光部文化財課に、『『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の遺存の可能性について』御届の御案内』及び『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の遺存の可能性について』を提出しました。

(3) 2017年(平成29年)12月25日 月曜日 付『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の遺存の可能性について』に記載の 養生所を考える会 の見解

【結論】

長崎市文化観光部文化財課が作成した『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』に図示する“B棟”域の“長崎保険組合小島病院の石列溝”に囲まれる建物基礎は、標記、養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構である蓋然性が高い。

Ⅱ.『養生所/(長崎)医学校等遺跡内の養生所病院—小島病院敷地に於ける長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への考古学上傍証資料からの検証の為の作成図面』 2018年(平成30年)1月28日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 について

1. Ⅰ-2-(2)(3)に記した 2017年(平成29年)12月25日 月曜日 付『養生所/精得館の病院の南北両棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の遺存の可能性について』の【結論】【結論の理由】に関連して、『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』(図面)を基盤に、以下の作図により検討しました。

(1) 平面図上に於ける欠損遺構の仮定

① 遺構の相似形に着目して仮定する。

i) Bと養生所病院北棟遺構の西部の第一室第二室の単位形態は相似形である。

ii) これにより、Bを含む遺構は、養生所病院北棟と一連の遺構である、と仮定する。

iii) i) ii)により、養生所病院北棟遺構の南に廊下を仮定する。

iv) 養生所病院北棟西部に対して、養生所病院北棟東部が対称であると仮定し、養生所病院北棟を仮定する。

v) 養生所病院北棟の西から第三室は、養生所病院のH型配置に関係する階段その他副次的居室であると仮定する。

vi) 但し、養生所病院北棟の西から第四居室は他と東西幅の規格が異なることに一定の留意が必要。

② 南棟の仮定

i) Bを含む遺構の南端を南棟の北面と仮定する。

ii) 北棟を180° 回転させて、i)と北棟の西端を基準に、南棟を仮定する。

③ 養生所病院のH型母屋の仮定

i) ①②により、養生所病院のH型母屋の仮定が完了している。

(2) 平面図上に於ける欠損遺構の仮定に対する古写真との比較

① 使用古写真(二葉)

i) 長崎大学附属図書館収集の目録番号6678

ア. 撮影位置について、養生所病院建物西面側面に対し、垂直方向はほぼ正対し、水平方向は南方に偏位している。

イ. 北棟西から第三室までの遺構と写真の南棟南面の窓の配置を基準に写真の大きさを仮定する。

ii) 長崎大学附属図書館収集の目録番号M005

ア. 撮影位置について、養生所病院建物南面側面に対し、垂直方向は上方に偏位しており、水平方向は養生所病院建物東端でほぼ正対している。

イ. 仮定した養生所病院建物の西面に対して、写真の大きさを仮定する。

② 平面図上に於ける欠損遺構の仮定に対する古写真との比較

i) 長崎大学附属図書館収集の目録番号6678と遺構の比較

ア. 平面図上の北棟の遺構と当該写真の南棟は、北棟遺構の西から第三室までよく一致する。

イ. 北棟遺構の西から第四室の遺構の東西幅は、当該写真の南棟の当該位置に比定する窓の配列の位置と一致しない。北棟の第四室と第五室の東西幅が例外である可能性がある。

ウ. 写真では、南棟は東西が対称形である。

エ. 敷地の東面法面の石垣は、写真(明治7年以前)より後世に、現在の東に隣接する道路幅程西側に後退して改築された蓋然性が高い。

ii) 長崎大学附属図書館収集の目録番号M005と遺構の比較

ア. 養生所建物西面位置関係と建物の南北幅及び敷地の南端付近の位置関係と写真の当該の位置関係はよく一致する。

イ. 敷地の北面法面の石垣は、写真(慶応元年以降)より後世(明治11年以降)に、現在の北に隣接する道路幅の1/2程即ち2m強南に後退して改築された蓋然性が高い。

(3) 平面図上に於ける欠損遺構の仮定と二葉の古写真の整合性

ア. 平面図上に於ける欠損遺構の仮定とそれぞれの古写真との関係は、破綻がなく整合性が取れている。

イ. 二葉の古写真の建物の垂直方向の寸法の関係は、撮影位置の正面に対する偏位を勘案して、ほぼ破綻がなく、整合性が取れている。

2. 結論

(1) 平面図上に於ける欠損遺構の仮定と二葉の古写真の相互の比較に於いて、ほぼ破綻がなく、整合性が取れていることより、平面図上に於ける養生所病院建物のH型母屋の欠損遺構の仮定は、大きな破綻がなく、適切と考え得る。

(2) 養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北にならんでいるが、本遺構は、図面拝見の当初に想定し、本紙で仮定した通り、養生所の病院の北棟と南棟の連結棟(渡り廊下)の遺構である蓋然性が高い。

(3) 養生所の病院の敷地の北面と東面の石垣は、古写真が撮影された後の時代に、それぞれ後退して改築された可能性がある。

3. 問題点

(1) 与えられた情報からは、養生所病院の附属建物の様子がわからない。

(2) 養生所建物の西面に位置して瓦を垂直に敷き詰めた遺構は、冠木門より北に位置し、古写真6678にも構造が確認できず、養生所建物及び敷地に附属する構造物とは考えられない。

(3) 養生所建物の西面に位置して柱穴痕が多数確認できるが、その由来が不明である。

Ⅲ. 私達 当会より、長崎市文化観光部文化財課様等宛に行った、養生所/(長崎)医学校等遺跡に関する、長崎市文化観光部文化財課と私達当会との見解の相違に関する、過去の申入れについて

1. 私達 当会は、最近の過去、長崎市文化観光部文化財課様等へ、養生所/(長崎)医学校等遺跡に関する、長崎市文化観光部文化財課と私達 当会との見解の相違に関して、下記の申入れを行いました。長崎市の理事者である長崎市文化観光部文化財課より、私達 当会に対して、当該申入れに対する連絡及び具体的な回答は、ありません。

(1) 『『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』

長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様

2017年(平成29年)11月20日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(2) 『長崎市文化観光部文化財課への『『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』提出の御案内』

長崎市議会議長 野口 達也 様

2017年(平成29年)11月20日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(3) 『『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の 遺存の可能性について』御届の御案内』

長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様

2017年(平成29年)12月25日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(4) 『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の 遺存の可能性について』

長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様

2017年(平成29年)12月25日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 私達 当会は、長崎市文化観光部文化財課長課長 大賀史郎様に、本紙に関する、養生所/(長崎)医学校等遺跡についての、長崎市文化観光部文化財課様と私達当会の見解の相違につき、意見交換を行うよう再度要望します。

IV. 添付資料

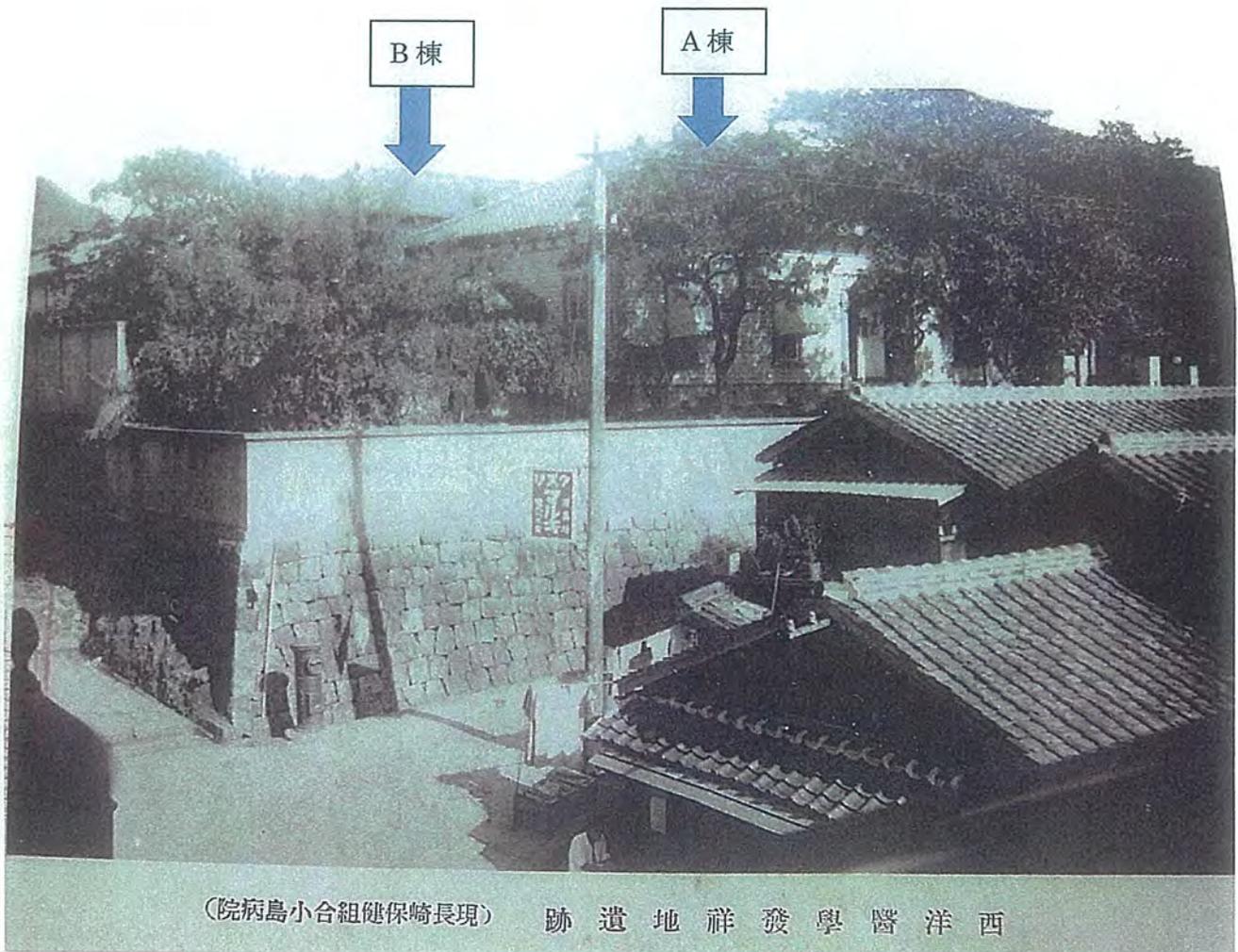
1. 『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』
(2017年(平成29年)) 長崎市文化観光部文化財課
2. 『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』(図面)
(2017年(平成29年)) 長崎市文化観光部文化財課
3. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡内の養生所病院—小島病院敷地に於ける長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への考古学上傍証資料からの検証の為の作成図面』(A)
2018年(平成30年)1月28日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2:2018年(平成30年)8月15日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
4. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡内の養生所病院—小島病院敷地に於ける長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への考古学上傍証資料からの検証の為の作成図面』(B)
2018年(平成30年)1月28日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
改訂2:2018年(平成30年)8月15日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
5. 『『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』
長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様
2017年(平成29年)11月20日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
6. 『長崎市文化観光部文化財課への『『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』提出の御案内』
長崎市議会議長 野口 達也 様
2017年(平成29年)11月20日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
7. 『『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の 遺存の可能性について』御届けの御案内』
長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様
2017年(平成29年)12月25日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭
8. 『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の 遺存の可能性について』
長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様
2017年(平成29年)12月25日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

小島養生所跡（旧体育館）検出遺構について

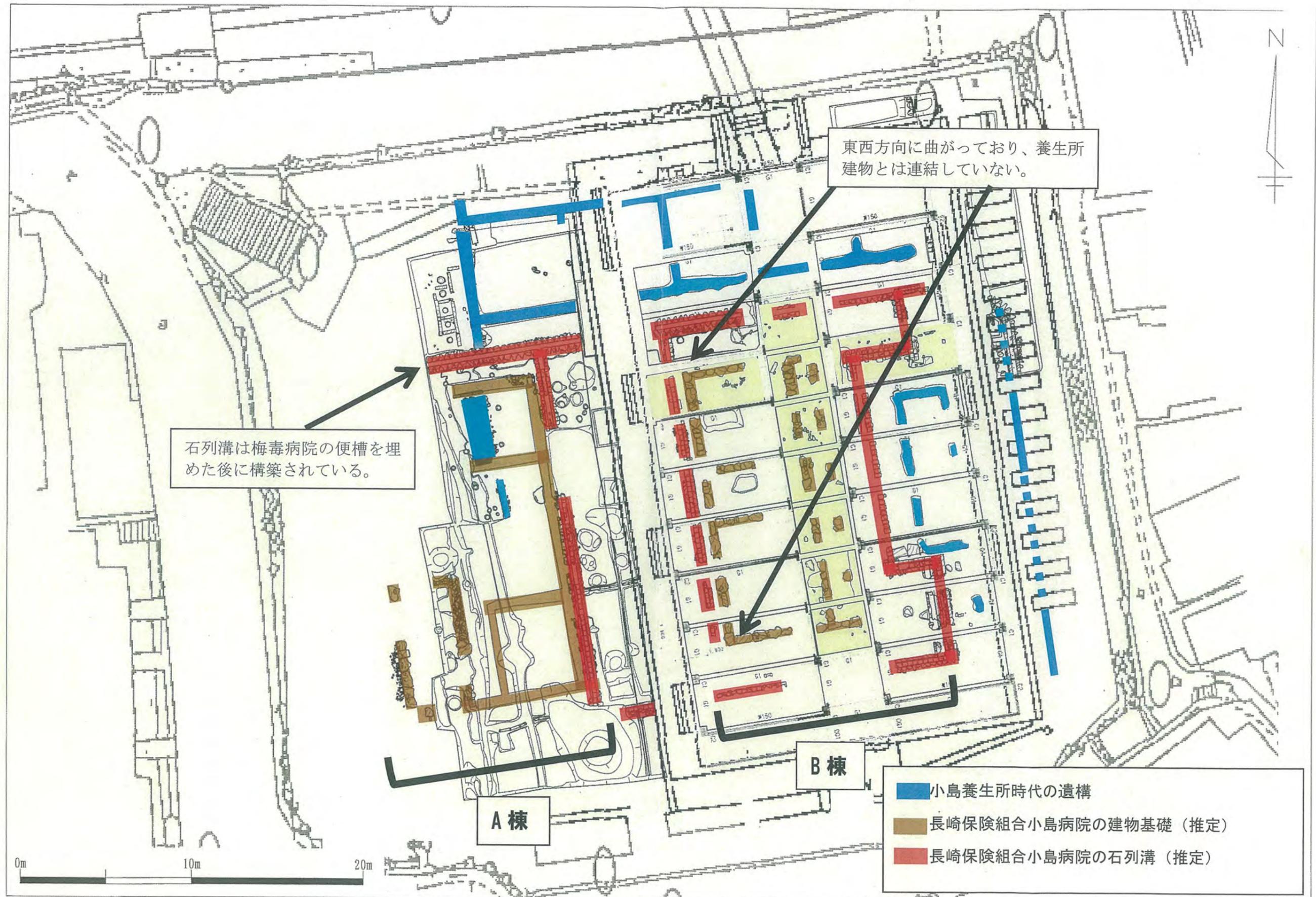
- ・小島養生所跡の北棟と南棟を結ぶ渡り廊下に関する遺構は確認されていない。
- ・養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北に並んでいるが、本遺構は養生所の渡り廊下ではない。

【理由】

- ・建物基礎の南北両端はいずれも東西方向に曲がっており、南北棟とは連結していない。
- ・建物基礎の西側は、小島養生所の西側敷地ラインを越えている。さらに建物の平面プランは梅毒病院の絵図と一致しないことから、梅毒病院廃絶以降に設けられた遺構であることが判明する。
- ・建物基礎の外周には石列溝が伴っており、寄棟造りの屋根をもった建物遺構と推定できる。
- ・石列溝の覆土中からは、電線の碍子（がいし）やビー玉など昭和期の遺物が出土している。養生所時代であれば明治10年代、梅毒病院時代を含めても明治20年代までの遺物しか出土しないはずであり、これらの遺構は昭和期まで存続していたものと考えられる（旧体育館は昭和32年に建設）。
- ・昭和11年の『長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯』には下記の写真が掲載されており、検出遺構や出土遺物からみて、「長崎保険組合小島病院」時代の可能性が高い。



『長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯』より



長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

- 小島養生所時代の遺構
- 長崎保険組合小島病院の建物基礎（推定）
- 長崎保険組合小島病院の石列溝（推定）

養生所（長崎）医学校等遺跡内の養生所病院一小島病院敷地に於ける
長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への
考古学上傍証資料からの検証の為の作成図面
2018年（平成30年）1月28日 曜日 養生所を考える会 代表 池知和哉

〔経緯〕
2017年（平成29年）12月21日 木曜日 長崎市文化観光部文化財課長 大賀史郎様が
当会に『小島養生所（旧体育館）検出遺構について』
及び『長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構』を平文
〔作成及び改訂〕
① 作成：2018年（平成30年）1月28日 曜日 養生所を考える会 代表 池知和哉
② 改訂1：2018年（平成30年）3月19日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和哉
③ 改訂2：2018年（平成30年）8月15日 水曜日 養生所を考える会 代表 池知和哉
〔用紙〕
A3

〔2017年（平成29年）長崎市文化観光部文化財課による〕



東西方向に曲がっており、養生所
建物とは連結していない。

建物とは連結し

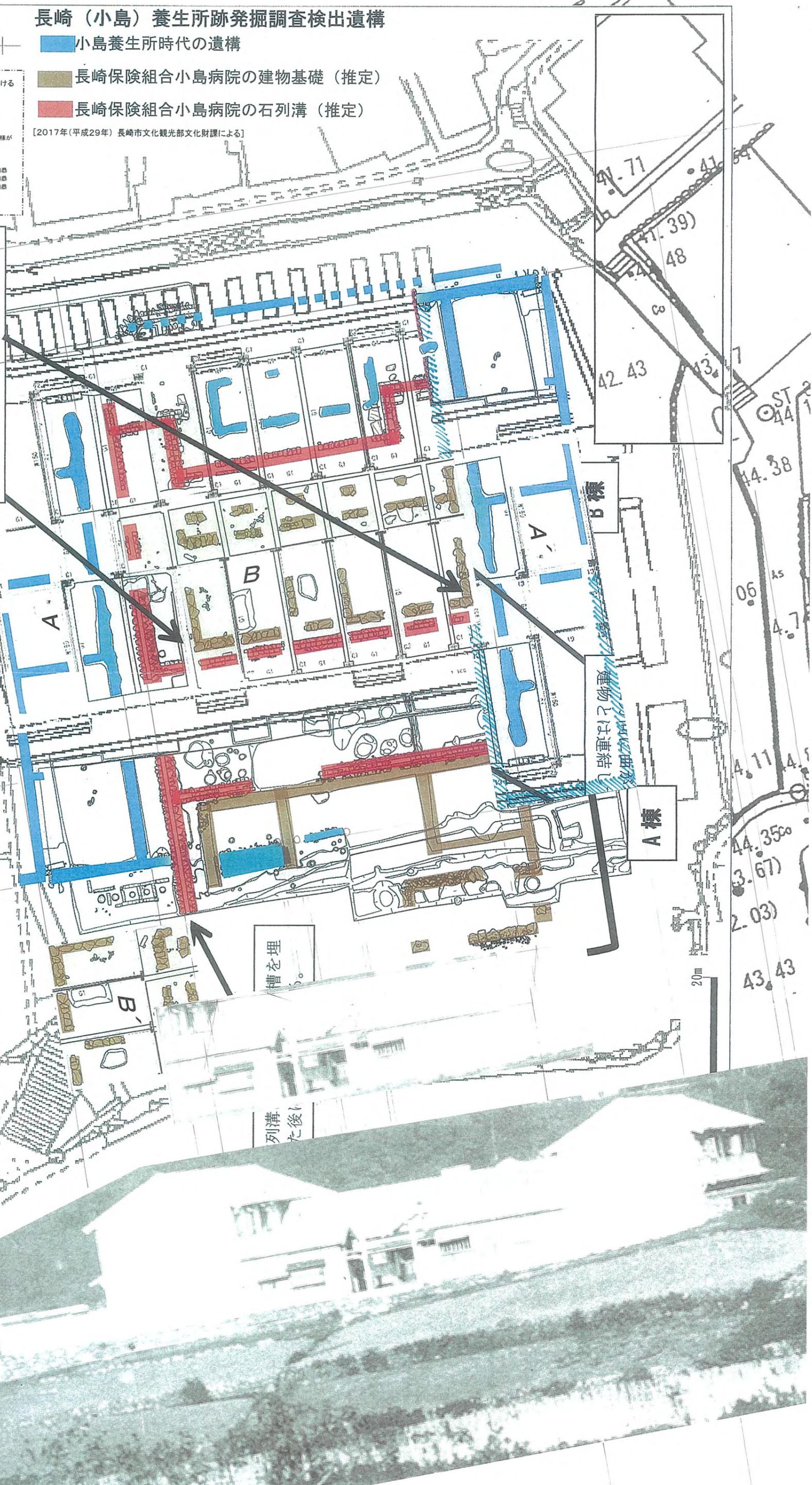
槽を埋

列溝
た後

0m
10m
20m

20m

ST
44
44.38
06
4.7
4.11
4.5
44.3500
3.67
2.03
43.43



長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

- 小島養生所時代の遺構
- 長崎保険組合小島病院の建物基礎（推定）
- 長崎保険組合小島病院の石列溝（推定）

養生所（長崎）医学技術運動の養生所病院—小島病院敷地に於ける
長崎市文化観光部文化財課遺跡発掘調査検出遺構への
考古学上検証資料から検証の為の作成図面
2018年（平成30年）1月28日 養生所を考ふる会 代表 池田和也

【補記】
2017年（平成29年）12月21日 本図面 長崎市文化観光部文化財課長 大賀克敏氏が
委員会「小島養生所（即休養館）検出遺構について」
及び「長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構」を平文
作成及び改訂
①作成：2018年（平成30年）1月28日 養生所を考ふる会 代表 池田和也
②改訂1：2018年（平成30年）3月19日 月曜日 養生所を考ふる会 代表 池田和也
③改訂2：2018年（平成30年）6月15日 水曜日 養生所を考ふる会 代表 池田和也
【閉録】
A2

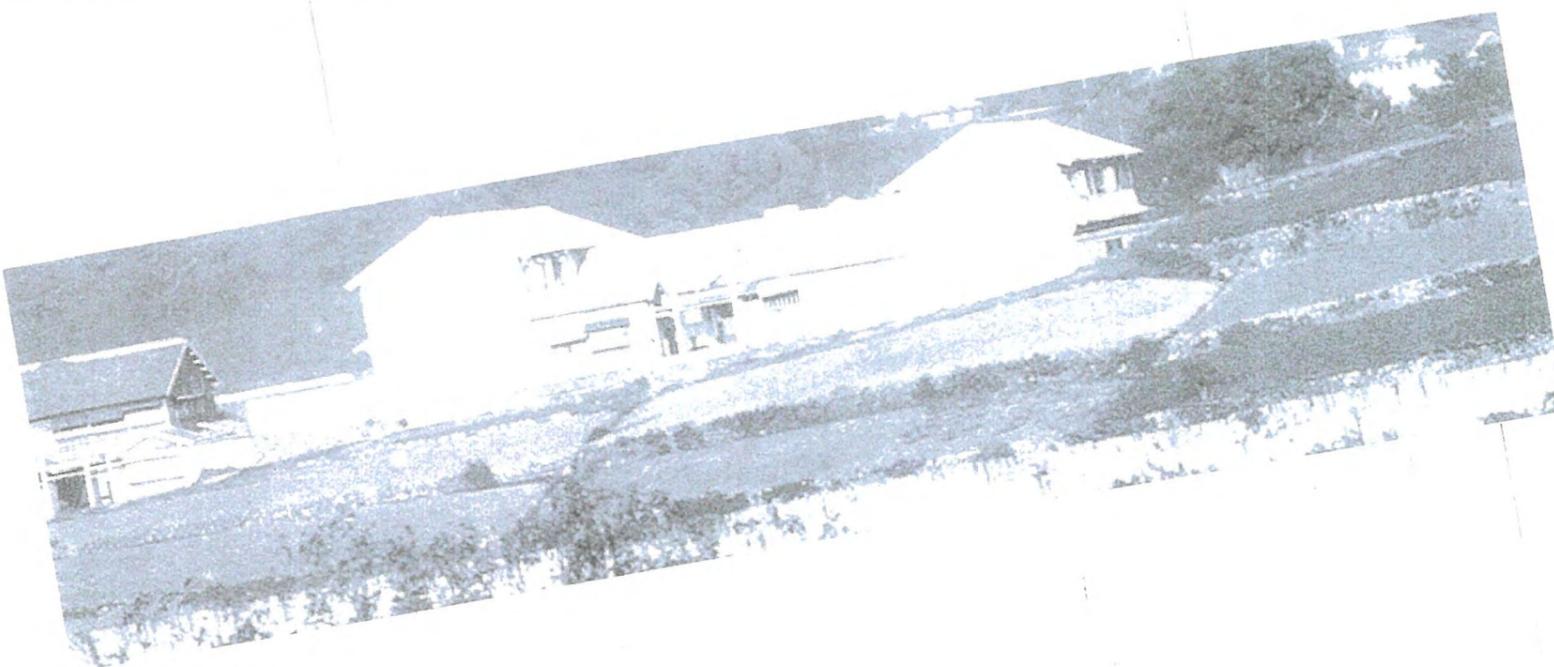
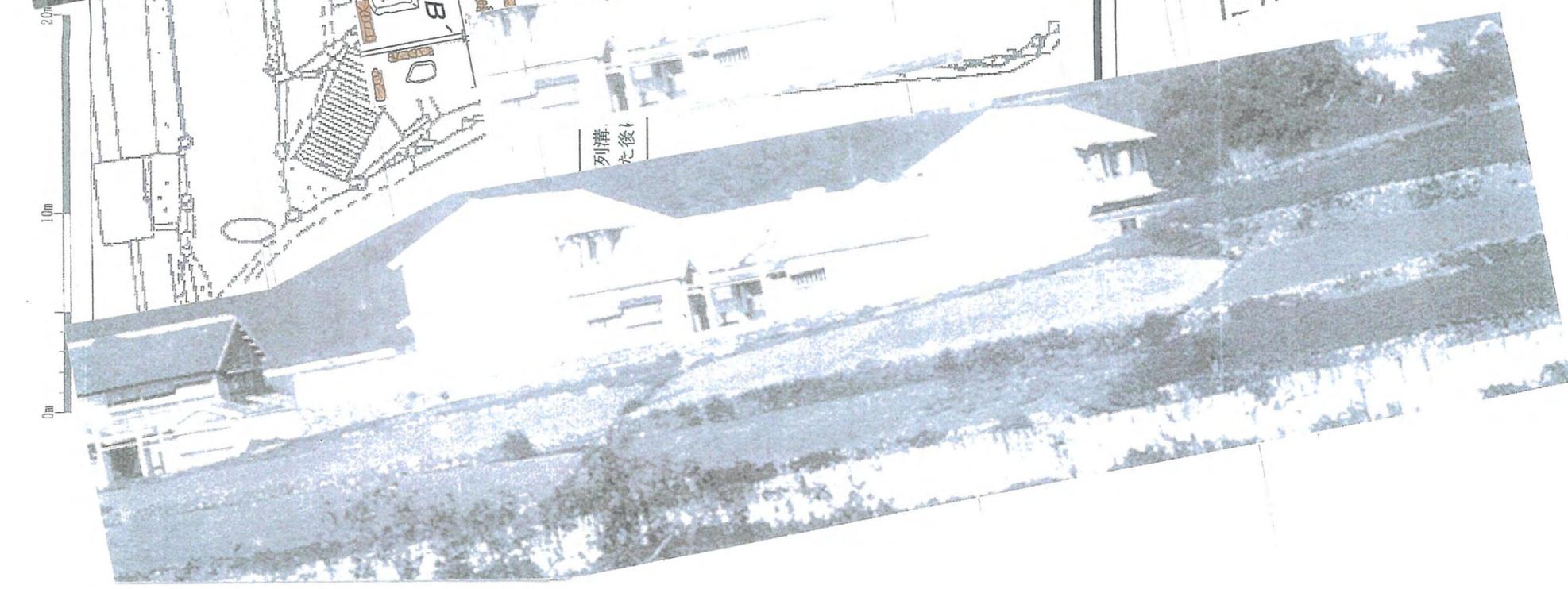
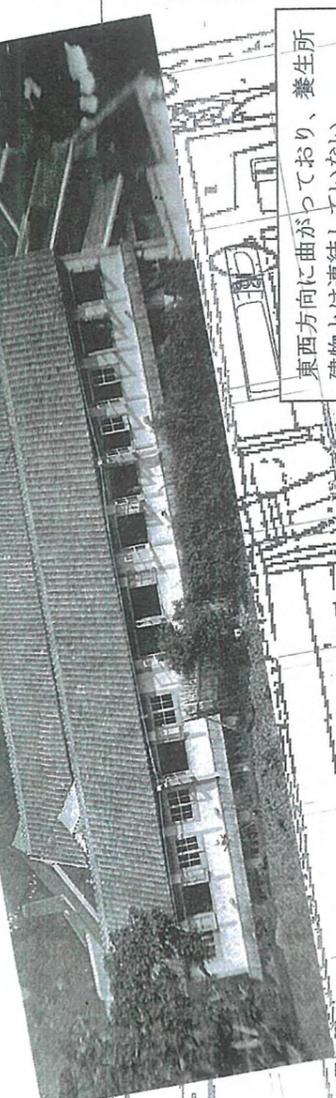
【2017年（平成29年）長崎市文化観光部文化財課による】

養生所
東西方向に曲がっており、養生所
建物とは連結していない。

建物とは連結
していない

槽を埋
めた後

列溝



20m
10m
0m

20m

41.71
41.39
48
42.43
43
44.38
44.35
44.65
43.43

ST 44 136

ST 44 137

3.67
2.03

A 標

A 標

B 標

A

B

A

B

B

長崎市議会議長
野口 達也 様

2017年(平成29年)11月20日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭



長崎市文化観光部文化財課への『養生所/(長崎)医学校等遺跡への
長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』
(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』
提出の御案内

私達は、長崎市文化観光部文化財課に、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関して、2017年(平成29年)11月17日金曜日に『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)等を提出し、2017年(平成29年)11月20日 月曜日に『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』を提出致しました。

本件、御連絡いたします。資料御一読下されば嬉しく存じます。

添付資料

『養生所/(長崎)医学校等遺跡への 長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望』

2017年(平成29年)11月20日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

2017年(平成29年)11月20日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭



『養生所/(長崎)医学校等遺跡への
長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』

(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)提出と関係する要望

1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡への長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(メモランダム)の長崎市文化観光部文化財課への提出

2017年(平成29年)11月17日金曜日に、私達は、長崎市文化観光部文化財課に、『養生所/(長崎)医学校等遺跡への長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違の概略』(資料:メモランダム:2017年(平成29年)11月16日木曜日作成)を提出しました。

当該資料は、私達が、2016年(平成28年)9月7日水曜日以来2017年(平成29年)9月7日木曜日までに長崎市議会議長に五つの陳情書を提出し、2017年(平成29年)2月14日火曜日及び2017年(平成29年)2月20日月曜日に長崎市長ほか各位への二つの要望書を提出し、2017年(平成29年)7月10日月曜日より長崎市理事者各課長に三つの要望書を提出し、長崎市文化財課長に複数の資料及び要望書を提出し、2017年(平成29年)3月末に、長崎市文化観光部文化財課様と電話連絡を取り、4月に入ってから面談し、養生所/(長崎)医学校等遺跡への所見について最初の意見交換を行って以来、2017年(平成29年)9月末までの長崎市文化財課による当該遺跡発掘調査の後に2017年(平成29年)10月6日金曜日に長崎市文化財課による私達への現地説明会が開催されて当地にて質問及び意見交換を行った処、又その他、長崎市文化財課と養生所を考える会双方の養生所/(長崎)医学校等遺跡への所見について今だ一致に至らない事項の概略をメモランダムにて作成したものです。

私達は、養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と、公共工事である開発事業である旧長崎市立佐古小学校と旧長崎市立仁田小学校の新設合併により設立されて現在仮に旧長崎市立仁田小学校で運営されている長崎市立仁田佐古小学校の為の当該遺跡地である旧長崎市立佐古小学校地での校舎等施設解体新築工事及び当該学校建設の付帯事項として行う当該学校運営に直結する目的を有しない当該遺跡地を削減して行う当該校地外周道路拡幅建設工事の調整の局面に於ける、機を逸する弊害を避けるために、取り急ぎその概要をメモランダムにて作成しました。

当該資料は、長崎市文化財課より養生所を考える会への説明、文化財課と弊会との意見交換等の事象の進捗に応じて、漸次、整理補足して紙面を刷新する予定である旨を御了承下さい。又、ご指導下さいますようお願い申し上げます。

2. 要望

(1) 要望の背景

① 遺跡の形成や用途や変遷や存在等の実態に関わる事実は、唯一つです。

私達は、当該遺跡の所有者で取り扱いの管轄者である長崎市は、長崎市文化財課や養生所を考える会や他の世上の各位の遺跡の実態への所見や見解への情報を収集し、各位の遺跡の実態に関わる一定の共通認識を形成する措置を講ずるべきであると考えます。

私達は、共通認識形成への努力にもかかわらず、当該遺跡の稼働する時代から現代までに時間が経過していることや遺跡が変更を経ていることより、遺跡の実態について共通認識が形成され得ず複数の見解が成立する場合には、当該遺跡の取扱いに関係するあらゆる局面において、相違する双方の認識、見解を併記して、双方の見解が共に関係者に理解されるべきである、と考えます。

② 私達は、一般に、遺跡の実態に関わる所見、見解について世上に多数の不一致、見解の相違が存する事実は、世上において調査が不十分且つ共通認識形成への工程が完了しておらず故に世上において遺跡の実態の把握認識が的確に行われていない実相を示唆する、と考えます。

私達は、長崎市における当該遺跡の実態把握への工程の採択や実態への認識が的確でないゆえに、長崎市の文化財行政である当該遺跡の保存と当該公共工事である開発事業との調整において的確でない決定や取扱いが採択される事態を懸念しています。

長崎市におかれましては、文化財行政である遺跡保存と開発事業の調整の工程と行政判断の的確な採択と実施の為に、当該要望について前向きに御検討のうえ実施いただけますようお願い申し上げます。

(2) 要望事項

① 私達は、長崎市に、当該遺跡の実態の把握、認識について、長崎市文化財課、養生所を考える会、その他の各位間における見解の相違について、見解と情報の交換と討議の機会を設け、関係各位間に共通認識を形成する工程としての措置を講ずる事を要望します。

② 私達は、長崎市に、関係各位の努力の結果、当該遺跡の稼働する時代から現代までに時間が経過していることや遺跡が変更を経ていることより、遺跡の実態について共通認識が形成され得ず複数の見解が成立する場合には、当該遺跡の取扱いに関係するあらゆる局面において、相違する双方の認識、見解を併記して公示し、双方の見解が共に関係者に理解される措置を講ずる事を要望します。

③私達は、長崎市に、本紙 2-(2)-①、② の工程が完了して見解の一致と並立が成立するまでの期間、以下の措置を講ずる事を要望します。

a) 現存する養生所/(長崎)医学校等遺跡について、その一部でも損壊や滅失によって失われる措置を採択し又は実行しない事。

b) 長崎市長、長崎市役所の各関係部署、長崎市文化財審議会、長崎市議会、長崎市民に、当該遺跡の実態の認識と所見と見解に、複数の各位に相違が見られ、共通の又は並立する認識を確定して得る為の工程が完了しておらず、当該遺跡の取扱いの過去の決定の実施と新たな決定の採択と実施ができない事を周知する事。

c) 長崎市長、長崎市、及び、長崎市以外、即ち、長崎市文化財審議会、長崎市議会、長崎市民、他の各位や組織に会議や遺跡の現地で当該遺跡の実態の説明を行う場合には、相違する見解の保有者を参考人等として招致し複数者の相違する見解について説明を行わせる事。

参考人等としての招致が規則上できない場合には、保有者に代わって長崎市が複数者の相違する見解を説明する事

④私達は、長崎市に、本紙 2-(2)-①、② の工程の完了に伴って、従来の長崎市の当該遺跡と当該開発事業との調整と当該遺跡取扱いの根拠である長崎市文化財課の当該遺跡の実態への認識と所見と見解が修正されれば、修正に応じて、過去の長崎市の当該遺跡取扱いの決定と措置を取り消し、爾後、修正された長崎市文化財課の当該遺跡の実態への認識と所見と見解に基づいて、新たに当該遺跡の保存と当該開発事業との調整に取り組み新たに当該遺跡取扱いの決定と措置を採択し実施する事を要望します。

3. 添付資料

①『資料送付の御案内』

2017年(平成29年)11月17日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

②『養生所/(長崎)医学校等遺跡への長崎市文化財課と養生所を考える会の見解の相違への概略』(一式)

2017年(平成29年)11月16日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

③『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・整備・公開について』(一式)

2017年(平成29年)11月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

長崎市文化観光部 文化財課

大賀史郎課長

2017年(平成29年)11月17日 金曜日

養生所/長谷氏表 池知和恭

資料送付の御案内

下記資料を送付致しませう。

(1) 養生所/長谷氏(長崎)原学校等遺跡の保存・整備・公開について
(一式)

(2) 養生所/長谷氏(長崎)原学校等遺跡への長崎市文化財課 養生所/長谷氏
の見解や相違への概略
(一式)

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

又

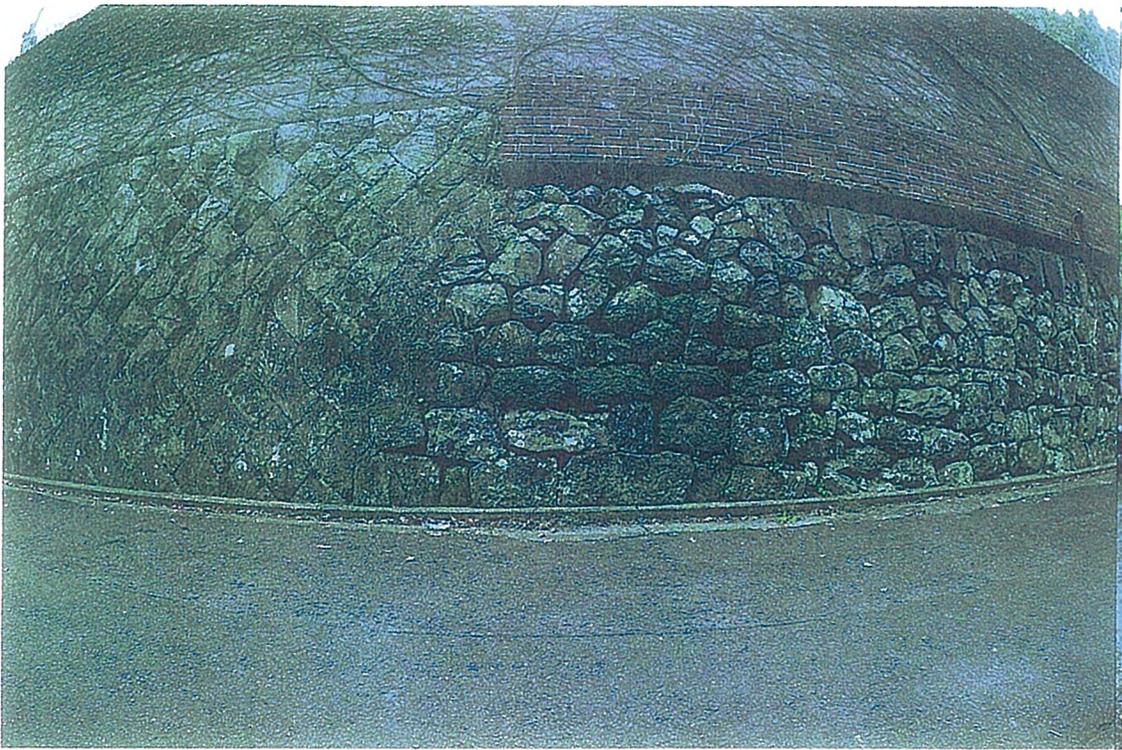
長崎市文化財課
大賀史郎課長

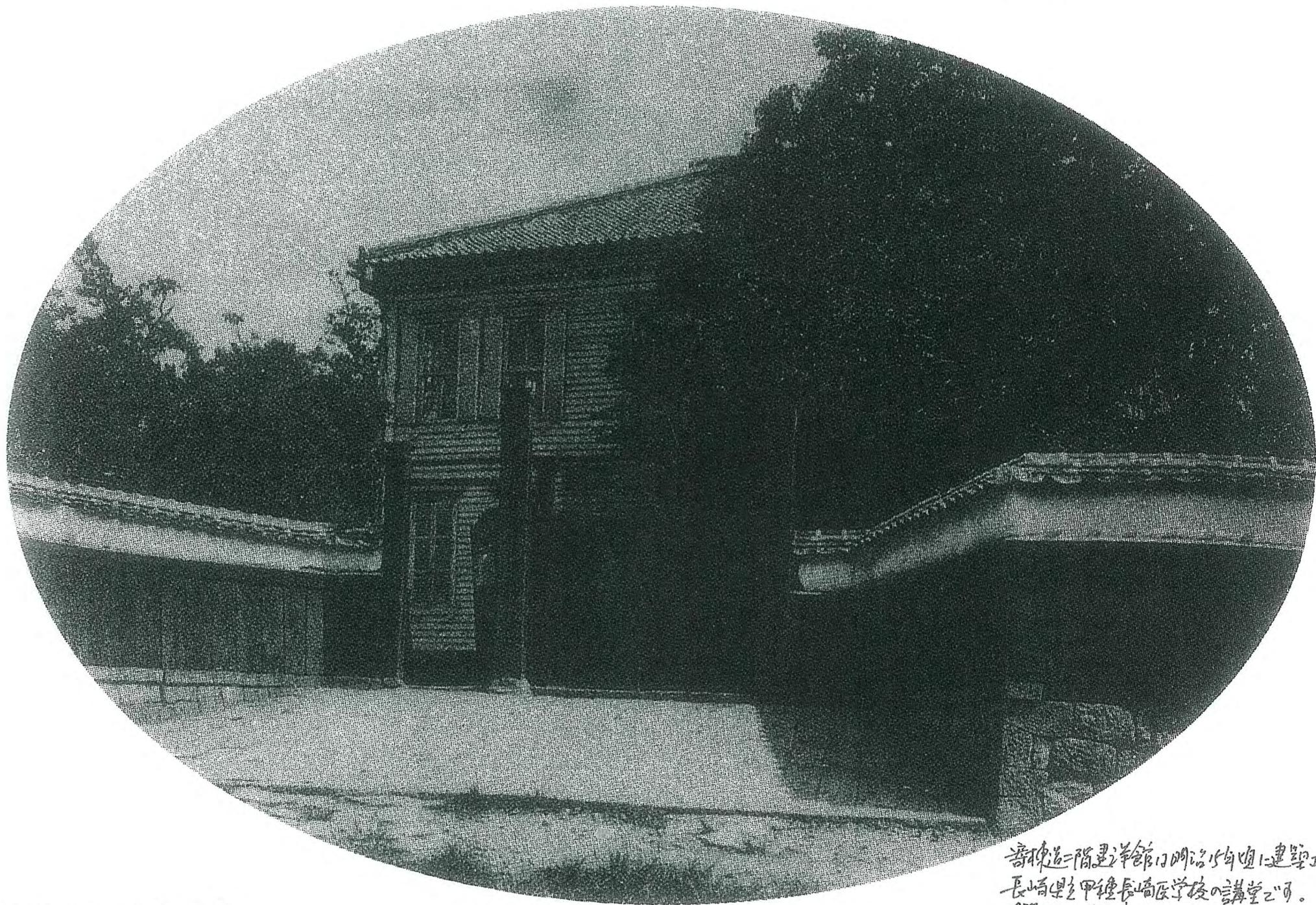
善研/(長崎)医学校遺跡への
長崎市文化財課 善研研究会の見解対遺跡視察

2017年(平成29年)11月16日 木曜日

善研研究会 代表 池田和恭







明治24年から明治35年と復子との間に
撮られた写真は早稲と雑草に覆われていた。

佐古分校 大正6年(1917)卒業アルバム

新築の講堂は明治15年頃に建てられた
長崎県立甲種長崎医学校の講堂である。
明治24年に医学校が浦上山里村に移転した後
明治35年に明治12年に大徳寺の敷地に建てられた
長崎病院が浦上山里村に移転して敷地と
なった。

旧長崎市立佐古小学校の北敷地(長崎県長崎市西小島町16)の北面の西部の石垣の実測、及び既存の図面との比較

2016年(平成28年)12月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

3. 長崎医学学校第十二敷地建物略図(明治15年現在)
『長崎医学百年史』発行 長崎大学医学部「長崎医学の百年」中西 啓
昭和三十六年三月三十一日 発行

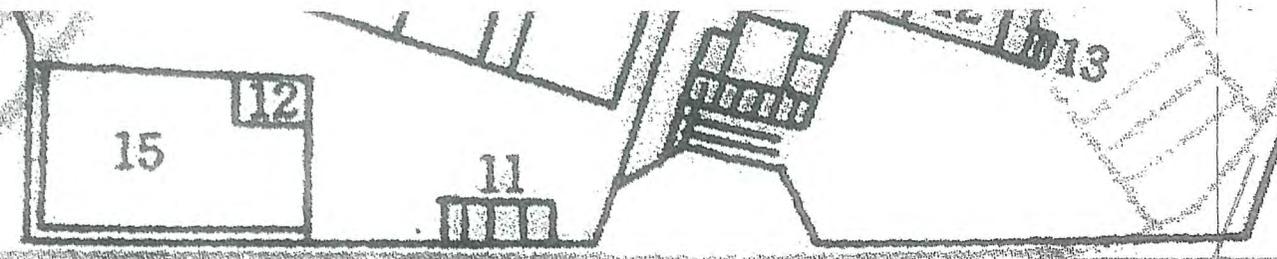


2. 醫學校平面圖(明治11年以降)

『検査技師のための長崎散歩』著者 中西啓
昭和五十二年四月二十五日 発行

- 10 小便物置
- 11 便所
- 12 土間
- 13 受付
- 14 寄宿舍
- 15 倉庫

- 4 昇廊下
- 5 校務所
- 6 物置
- 7 押入



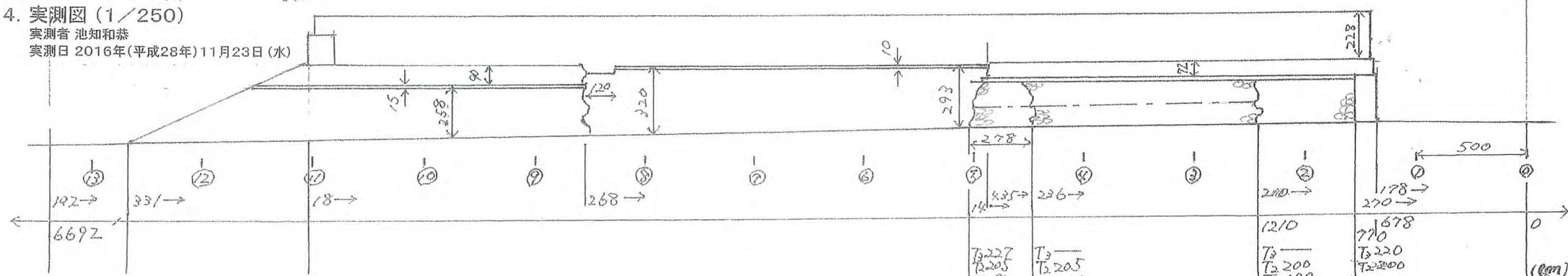
1. 醫學校境内全圖(明治11年以前)

『検査技師のための長崎散歩』著者 中西啓
昭和五十二年四月二十五日 発行



4. 実測図(1/250)

実測者 池知和恭
実測日 2016年(平成28年)11月23日(水)



旧長崎市立佐古小学校の北敷地(長崎県長崎市西小島町16)の西面の北部の石垣の実測、及び既存の図面との比較

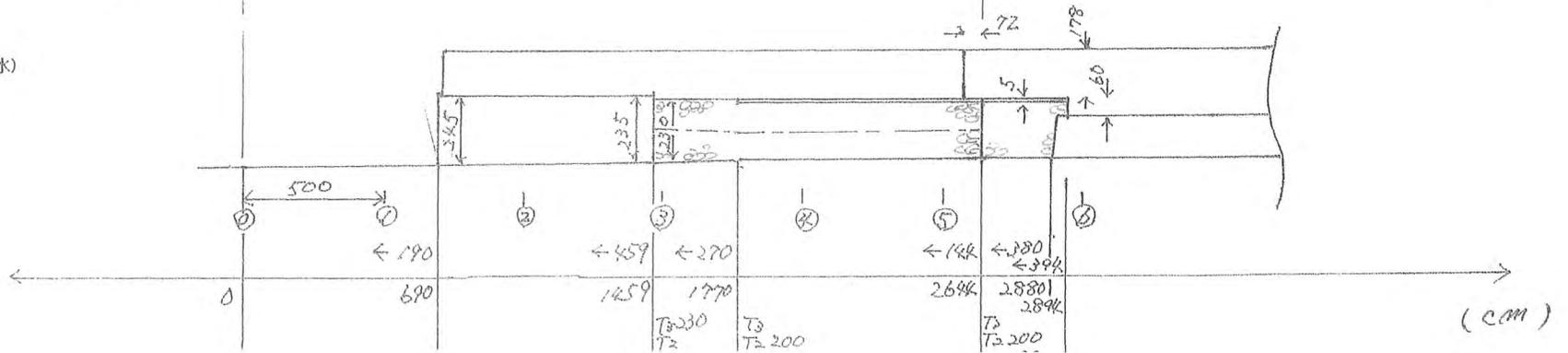
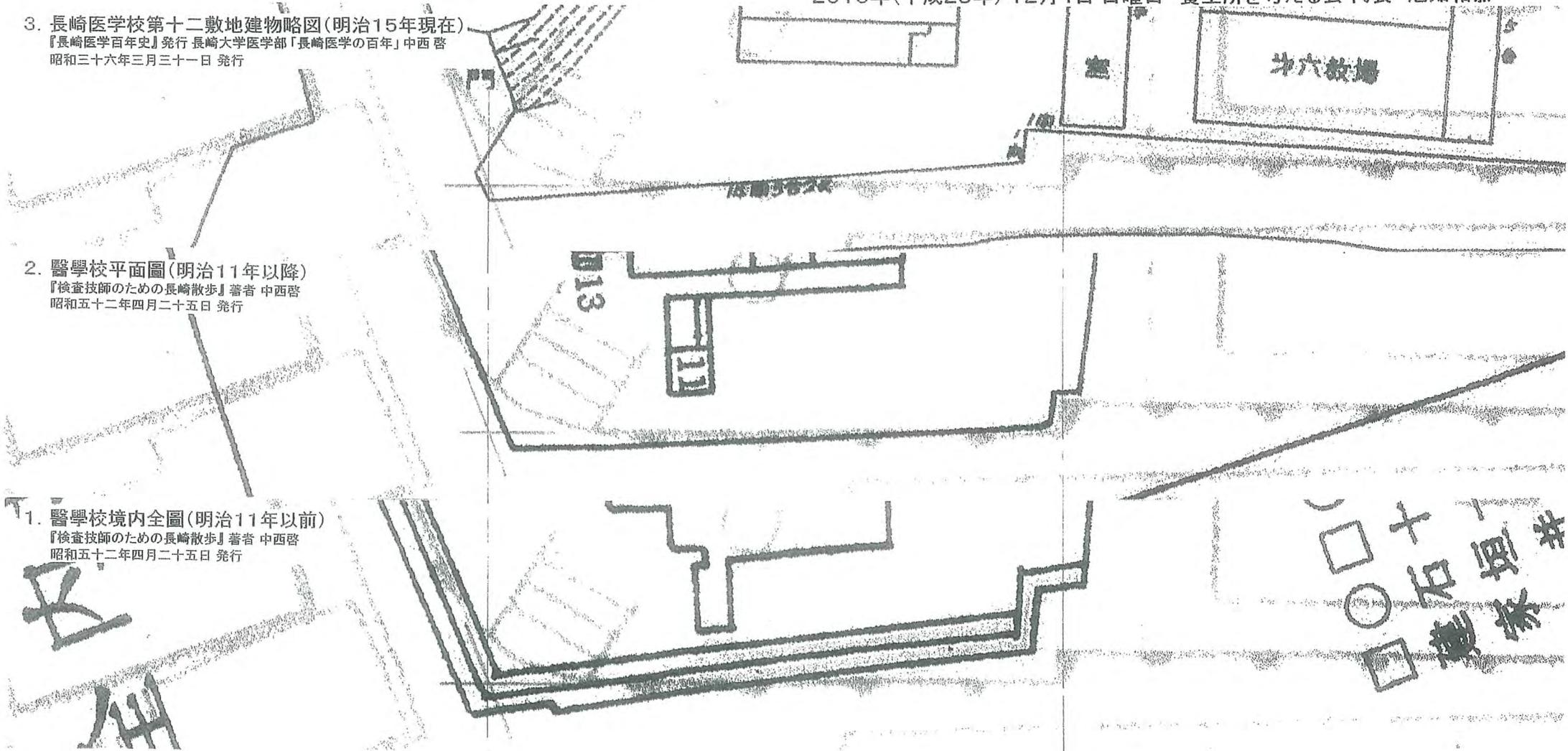
2016年(平成28年)12月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

3. 長崎医学校第十二敷地建物略図(明治15年現在)
『長崎医学百年史』発行 長崎大学医学部「長崎医学の百年」中西 啓
昭和三十六年三月三十一日 発行

2. 醫學校平面圖(明治11年以降)
『検査技師のための長崎散歩』著者 中西啓
昭和五十二年四月二十五日 発行

1. 醫學校境内全圖(明治11年以前)
『検査技師のための長崎散歩』著者 中西啓
昭和五十二年四月二十五日 発行

4. 実測図(1/250)
実測者 池知和恭
実測日 2016年(平成28年)11月23日(水)

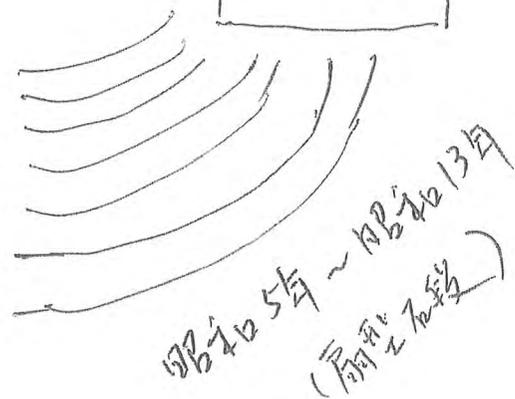
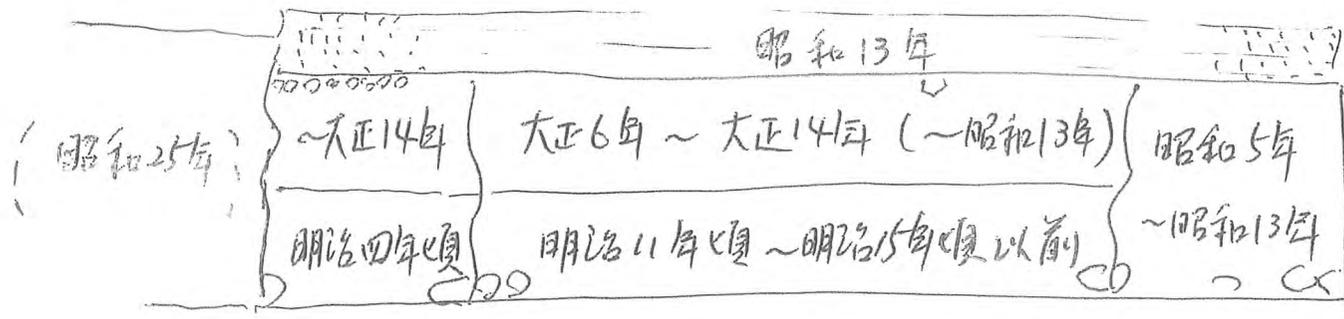
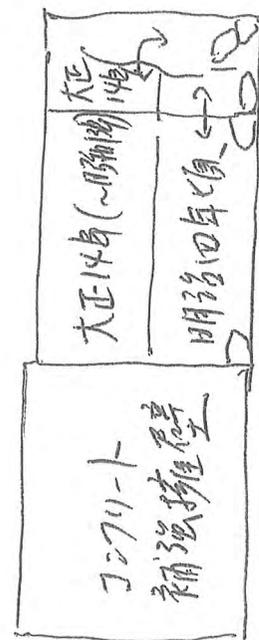


(長崎)医学校遺構(正門兩翼石垣)及び関連遺構(石垣)の築造年代推測

(旧長崎市立佐小學校 敷地北西部)

2017年(平成29年)8月20日 日曜日

養生所敬絵会代表 池知和恭



養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開について

2017年(平成29年)11月5日 日曜日 生所を考える会 代表 池知和哉

養生所は、幕末、幕府が行う長崎海軍伝習のうちに成立した医学伝習が、海軍伝習閉鎖後、幕府により独立、佐古の丘に設立され、精得館、明治に入り長崎府医学校等となり現代の長崎大学医学部や薬学部に継承されます。長崎海軍伝習では、同時に、飽の浦に長崎製鉄所(修船場)が設立され、明治中期以降三菱長崎造船所に継承されます。

医学伝習は日本で最初の近代西洋医学の教育、養生所はアジアで最初の教育病院附属の医学校、長崎製鉄所は日本で最初の蒸気動力で稼働する近代西洋式工場です。長崎海軍伝習は、幕府による近代西洋海軍力の創始であり、日本開国即ち条約による国交樹立と開港による自由貿易による国力の蓄積、その基盤となる日本で最初の体系的近代西洋科学技術の導入で、幕府とオランダ国の協力による日本で最初の国際協業で雄藩も参加、日本の国として初めて具体的な西洋文明の受容に取組み成功します。

長崎は蘭学の成熟東漸等江戸と結ぶ日本開国の母体/前線の軍事/情報/交易の都市、日本開国や長崎海軍伝習は幕府による世界国力均衡中日本の存亡を賭けた国策です。

マルクスはエンゲルスに書簡で日本の開港を資本主義が地球を一巡したと注目します。長崎海軍伝習と継承する施設で育った人々は、太平洋横断航海、幕府による関東でのフランス人の協力による横浜製鉄所及び横須賀製鉄所(横須賀海軍造船廠、現アメリカ軍横須賀基地、明治四年に日本

最初の乾式船渠を竣工)の建設と運営、明治以降の近代海軍、大学/文部省の設置と東京大学以下教育、鉄道、造船/重機械工業、天文台と气象台、灯台と水路、医制/衛生行政/薬事行政、博愛社(後日本赤十字社)設立と、各界で近代日本の体制整備と世界水準の発展に貢献します。

長崎海軍伝習と医学伝習から養生所/精得館、長崎製鉄所、横浜製鉄所及び横須賀製鉄所の歴史は、近代日本の基盤となり、私達の現代の生活に直結する歴史です。

幕府の近代西洋科学技術導入の事業は現在もよく創業の地に継続して運営され、故に、当時の姿を残存するのはほぼ“養生所/(長崎)医学校等遺跡”のみと考えられます。

当該遺跡は、江戸期から明治期、現代初頭にかけて人々が活動した痕跡を、その活動期間の主要な活動の全ての活動空間の範囲を中核地域である建物敷地と外周道路に包含して現存し、一帯に主要な遺構と遺物が散在し、写真図面文献等資料も充実し、推移と原状をほぼ憶測無く知ることができる、遺跡として完全な姿を有する遺跡です。

私達は、日本の近代現代を、中世の精神生活の変化等連続した道程によると捉えます。2017年10月21日土曜日日本経済新聞は文化蘭で『文明開化の音 江戸後期から』『明治維新を機に近代化』より「連続性」重視』と題し、近年、日本の近代化、経済大国の原流について、政治体制の「断絶」より社会思想経済等様々な分野で「連続性」を重視する研究が主流になっている、2018年の明治150年に向け新たな視点に基づく出版が相次いでいる、と三点の著作を例示し動向を伝えています。中世の研究にも進展があります。

私達は、当該遺跡について、医学は主に概念であり遺構として地味ですが、日本の開国の遺跡であり近代西洋科学技術導入史上の近世から近代への「連続性」を表現する日本と世界で唯一の遺跡、土地造成と建物等の推移の精度ある情報提供と憶測の余地のない土地の造形の再建が可能な、遺跡として完全な存在であり、最初の病院は外国人(オランダ人)が設計した日本で最初の建築である可能性を含み、特徴ある基礎を有し、完全性と真正性を潜在、我が国の歴史の正しい理解のために欠かせず日本と世界の人々にとって歴史上学術上価値が特に高い重要な遺跡、『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』と間接に、世界遺産『明治日本の産業革命遺産』へ直接に連続し、文部科学大臣が指定する『特別史跡』及び包含する特徴ある基礎は『重要文化財』及び活用として新たに長崎より提案が可能な『日本遺産』の中核を構成する資産として相応しく、世界に過去から現在迄の日本の国の在り方を発信する基盤となる遺跡と考えます。✕

2017年(平成29年)12月25日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭



『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の
遺存の可能性について』御届きの御案内

標記の件、別添『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の遺存の可能性について』を御届き致します。内容を御確認ください。

【結論】については、貴『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』の記述と相違致しますので内容について御検討下さい。

また、見解の相違の克服と共通認識の形成の為に、下記要請いたします。

[要請事項]

1. 弊【結論】等への貴見解を御回答下さい。
2. 弊【問題点】について御対応下さい。
3. 識者より「提示された資料からはどちらとも判断できない」との見解もあります。
 - ①九州考古学会による養生所/(長崎)医学校等遺跡の現地確認、及び、長崎市等との関連する情報と見解の交換を要請します。
 - ②九州考古学会による養生所/(長崎)医学校等遺跡の現地確認、及び、長崎市等との関連する情報と見解の交換には、養生所を考える会をはじめ当該遺跡保存の要望を表明する団体等の関係者の同席と参加を要請します。
 - ③実施時期については2018年(平成30年)1月中を目途とし、複数の実施日程の提案をお願いします。貴日程提案を以って九州考古学会その他の関係者と日程調整致します。

[添付資料]

1. 『養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の遺存の可能性について』

2017年(平成29年)12月25日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2. 『長崎の養生所/長崎医学校等遺跡の保存と活用について』

2017年(平成29年)12月24日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

2017年(平成29年)12月25日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭



養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構の
遺存の可能性について

【結論】

長崎市文化観光部文化財課が作成した『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』に
図示する“B棟”域の“長崎保険組合小島病院の石列溝”に囲まれる建物基礎は、標記、
養生所/精得館の病院の南北両病棟間平屋建連結棟の建物基礎遺構である蓋然性が
高い。

【結論形成の経緯】

池知和恭が、2017年(平成29年)12月21日 木曜日に長崎市文化観光部文化財課
長 大賀史郎様より『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』及び『長崎(小島)養生
所跡発掘調査検出遺構』を手交されその内容について検討し、当該結論を形成した。

【結論の前提及び前提となる私達の推測】

(1) 養生所の医学所と病院の建物は文久元年(1861年)に竣工した。

(2) “長崎保険組合小島病院”の“A棟”は、文献資料及び一連の古写真の観察より、明
治22年頃に建設されたと推測する。

(3) “長崎保険組合小島病院”の“B棟”は、文献資料及び一連の古写真の観察より、明
治22年頃の後より後明治45年3月までの期間に建設されたと推測する。

管見の範囲では“長崎保険組合小島病院”の“B棟”の古写真での初出は『第二回(長
崎市佐古尋常高等小学校)尋常科高等科卒業生・明治四十五年三月』、他に『第十二
回(長崎市佐古尋常高等小学校)卒業生・大正十一年三月』及び『昭和十一年 長崎県
史蹟名勝天然記念物 第八輯 所収「西洋醫學發祥地遺跡(現長崎保険組合小島病
院)」』等がある。

(4) 添付しない文献資料及び一連の古写真の観察より、『長崎黴毒病院図面』は実施さ
れなかったと思料する。

また、今回、『長崎黴毒病院図面』の“A棟”付近の建物の構想は、“A棟”の建物基礎遺
構と一致しないと観察する。

【結論の理由】

(1) 当該建物基礎の北端部は、図面の平石の配列より、昭和32年に建設された旧佐古小学校の体育館棟のコンクリート製型枠基礎築造のために寸断されているように見える。

当該建物基礎は、さらに北方に連続していた可能性がある。

(残存する当該建物基礎の北西隅付近の平石の配列と他のT字型接続部及びL字型接続部及びその中間の平石の配列との比較より、北西隅付近の平石の配列は他のT字型接続部に類似することから、当該建物基礎は北方に連続していたと推測する。)

(2) 当該建物基礎の居室部分の寸法規格は、“小島養生所時代の遺構”の寸法規格は相似している。

“A棟”の建物基礎の寸法規格は、当該建物基礎及び“小島養生所時代の遺構”の寸法規格と相似しない。

(3) 添付古写真の慶應期の養生所の病院の二階建南北量病棟(北棟に↓aを附す)間の平屋建連結棟の東西方向位置は、当該写真観察の結果、両棟東西方向中央よりやや東に寄っている。

この位置関係は、“小島養生所時代の遺構”と当該建物基礎即ち“B棟”域に包摂される建物基礎の位置関係と相似的である。

(4) “長崎保険組合小島病院の石列溝”は、“A棟”域の様子、“B棟”域東部の凹凸より、原則として建物形状外周に沿っていたこと、特に南北方向の溝は屋根端下付近にあったこと、東西方向の溝は敷地の主要石溝列として建物間を連続して連結し建物よりやや遊離する傾向があることが推察される。

“B棟”域に包含される当該建物基礎は、同じく“B棟”域の“長崎保険組合小島病院の石列溝”との位置関係に於いて、東部に距離上の又形状上の遊離が著しい。

“B棟”域の“長崎保険組合小島病院の石列溝”に囲まれた建物と、当該建物基礎を有する建物の二つの建物が存在したと思料する。

(5) 添付古写真の慶應期の養生所の病院の二階建病棟の建物(北棟に↓aを附す)と、明治45年3月の県立長崎娼妓病院及び大正11年3月の県立小島病院(大正7年より県立小島病院)の二階建“B棟”の建物(↓bを附す)の幅について、同じ二階建であることより推して“B棟”の建物のほうが幅が広いと観察する。

この観察は、【結論の理由】(4)の観察と一致する。

(6) 養生所病院の北病棟を“小島養生所時代の遺構”北部の建物基礎遺構及びその内側に、“B棟”域の建物基礎遺構東部を一連の建物の廊下幅と仮定して、同じ幅の廊下を仮定し、南病棟をその北面を“B棟”域の建物基礎遺構の南端に仮定し北病棟の南北対象を仮定した位置関係は、慶應年間の西側正面の写真、明治四年頃と想定できる南西からの写真、明治11年以前頃と想定できる南東からの写真に定着された施設画像の位置関係と相似的である。

(7)“B棟”域の建物基礎遺構が示す居室配置は、添付古写真の慶應期の養生所の病院の南北両病棟間(北棟に↓aを附す)平屋建連結棟の屋根の西側正面中央付近に位置する破風屋根と見える画像の状況例えば病院の玄関等と関連性がある可能性がある為検討を要する。

【問題点】

(1) 当該建物基礎の性格を判断するためには、除去した土の状態、立面図、断面図が必要であるが、係る資料の提示はない。

発掘成果の資料提示によって説明されるべきと思料する。

(2) “小島養生所時代の遺構”の玉砂利基礎と“A棟”の玉砂利基礎について、築造時代が異なることから、構造上の相違があるか、大賀課長及び同席の扇浦学芸員に質問したが、答えが得られず、調査中との回答がありました。

発掘成果の資料提示による回答をお待ちします。

(3) 『昭和十一年 長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 所収「西洋醫學發祥地遺跡(現長崎保険組合小島病院)」』では、“B棟”の北側に第三の建物が観察できる。

『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』では第三の建物の建物基礎遺構は検出されていない。

第三の建物の建物基礎遺構が検出されていない事は、存在を仮定する“B棟”域の“長崎保険組合小島病院の石列溝”に沿った本来の“B棟”の建物建築基礎が検出されていない事と、同じ事象を示唆している可能性がある。

明治22年以前の建物基礎が遺構として検出されやすい構造を持つことに対して、明治後半期以降の建物の建物基礎は遺構として検出されにくい構造を持つことを示唆しないか。

この事象につき、当該遺跡の対象期間である文久元年から昭和28年までの期間の建築基礎の変遷を念頭に、発掘成果のその他の資料提示によって説明されるべきと思料する。

(4) 石列溝の性格を確定するためには、傾斜や敷地外への連続性を確認することが必要であるが、平面面からは確認できず、説明もない。

“A棟”域西部と南部で石列溝が断裂しているが、なぜ、断裂しているか、図面からは理解できず説明も無い。

石列溝の配列と性格は、建物の位置関係の想定等にも関係する。

発掘成果の資料提示によって説明されるべきと思料する。

(5) 【結論の理由】(7)については更に詳細な資料観察その他の検討を要する。

(6) 【結論形成の経緯】(4)については、従前より資料添付して連絡していますので、貴見解につき御回示下さい。

(7)『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』の図面では、『昭和十一年 長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯 所収「西洋醫學發祥地遺跡(現長崎保険組合小島病院)』の写真に定着している“A棟”“B棟”“第三の建物”の画像の実態が確認できない。

又『長崎黴毒病院図面』に描かれる病院本館の実態、その他、当時の建物敷地外に描かれ現在は旧小島病院敷地内即ち現在の旧佐古小学校の体育館棟敷地内に嘗てあったと聞く井戸の実態が確認できない。

現状の調査報告では、既存の写真や絵図や伝承への的確な実証比較ができない。この点、さらに調査範囲をも拡張し、既存資料伝承への実証調査が必要と思料する。結果は、発掘成果の資料提示によって説明されるべきと思料する。

(8)養生所/(長崎)医学校等遺跡の中核区域は旧長崎市立佐古小学校の敷地とその外周道路より形成されることはこれまでの陳情書等で指摘しました。

各位よりの複数の要望書でも養生所から長崎の医学校等について即ちその全ての範囲と時代が当該遺跡保存の要望の対象と認識されています。

これまでの長崎市の当該遺跡の発掘調査や報告資料は、既存資料や伝承との実証比較もできず、遺跡の価値付けや学術的研究の基礎資料として応えているとは考えられません。

現存する遺跡については、発掘調査を行い、その他の調査を遂行し、遺跡全体の変遷を含めた遺跡の実態や性格を明確にし、広く現在と未来の関係諸氏へ、既存資料や伝承との実証比較や遺跡の価値付けや学術的研究の基礎資料を提供する事が文化財行政の努めであると思料します。

当面は、長崎市民の日常生活に支障が出ない旧長崎市立佐古小学校の敷地の範囲内に於いて、発掘等調査を行い、その他の調査を遂行し、斯界の用益に、成果の資料提示によって応えるべきと思料します。

しかるべき後、東西の有識者に広く遺跡の評価を求め、遺跡の実態と性格を確認したうえで、遺跡の価値付けを行い、長崎市民に広く一連の事象を報告し、文化財保護法と遺跡への共通認識を形成し、その上で、行政上の遺跡の取扱いについて検討されるべきと思料します。

係る遺跡に対する実態を備えず遺跡の破壊が先行して遺跡に浸潤する事があってはならないと思料します。

【添付資料】

- (1) 資料:『小島養生所(旧体育館)検出遺構について』
- (2) 資料:『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』
- (3) 資料:『長崎(小島)養生所跡発掘調査検出遺構』(“B棟”域の建物基礎遺構の部分拡大)
- (4) 写真:慶應年間の撮影と推測する精得館の西からの写真
- (5) 写真:『第二回尋常科高等科卒業生・明治四十五年三月』(長崎市佐古尋常高等小学校)
- (6) 写真:『第十二回卒業生・大正十一年三月』(長崎市佐古尋常高等小学校)
- (7) 写真:明治四年頃の撮影の長崎県病院医学校と推測する南西からの写真
- (8) 写真:明治11年以前頃の撮影の長崎病院医学場と推測する南東からの写真

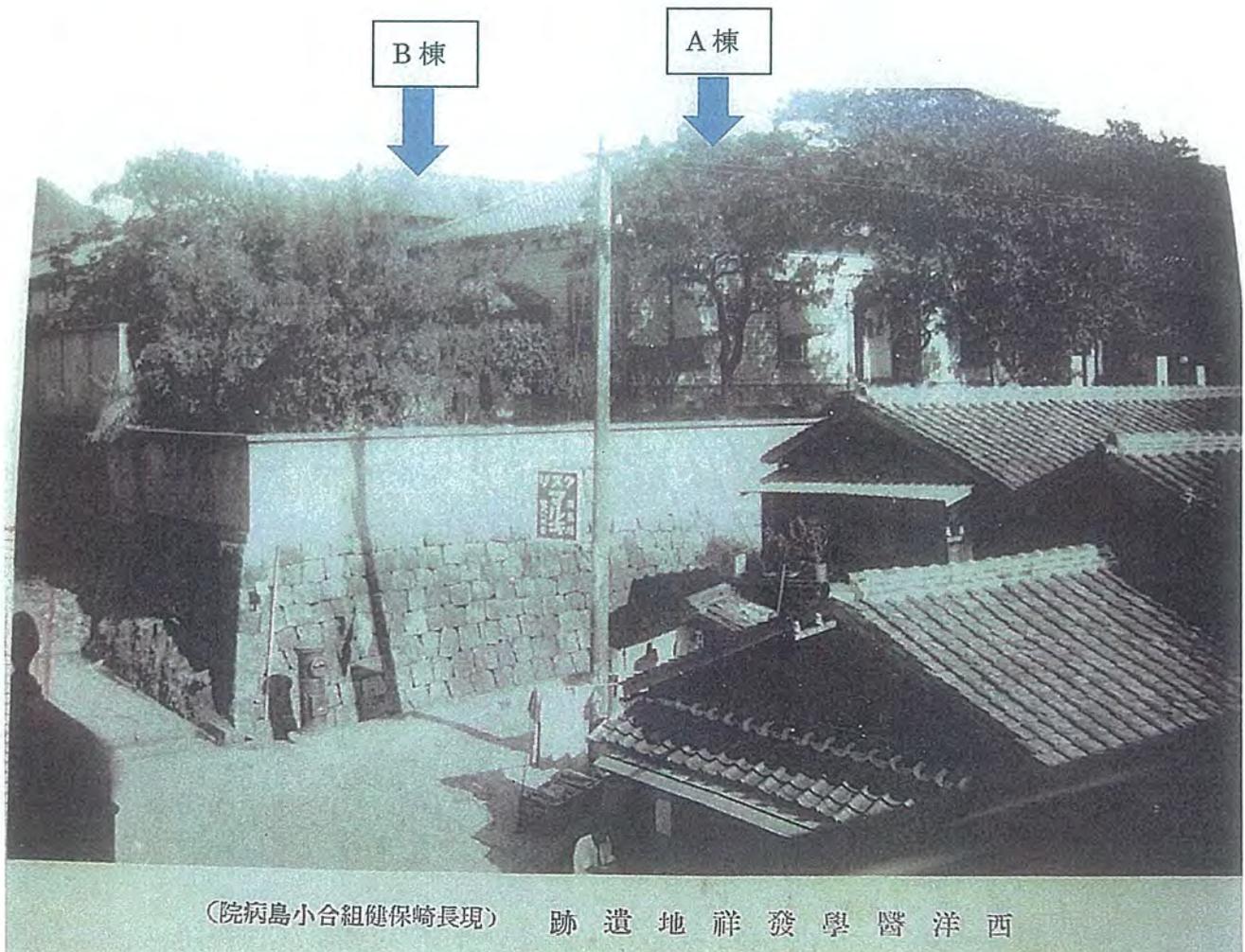
以上

小島養生所跡（旧体育館）検出遺構について

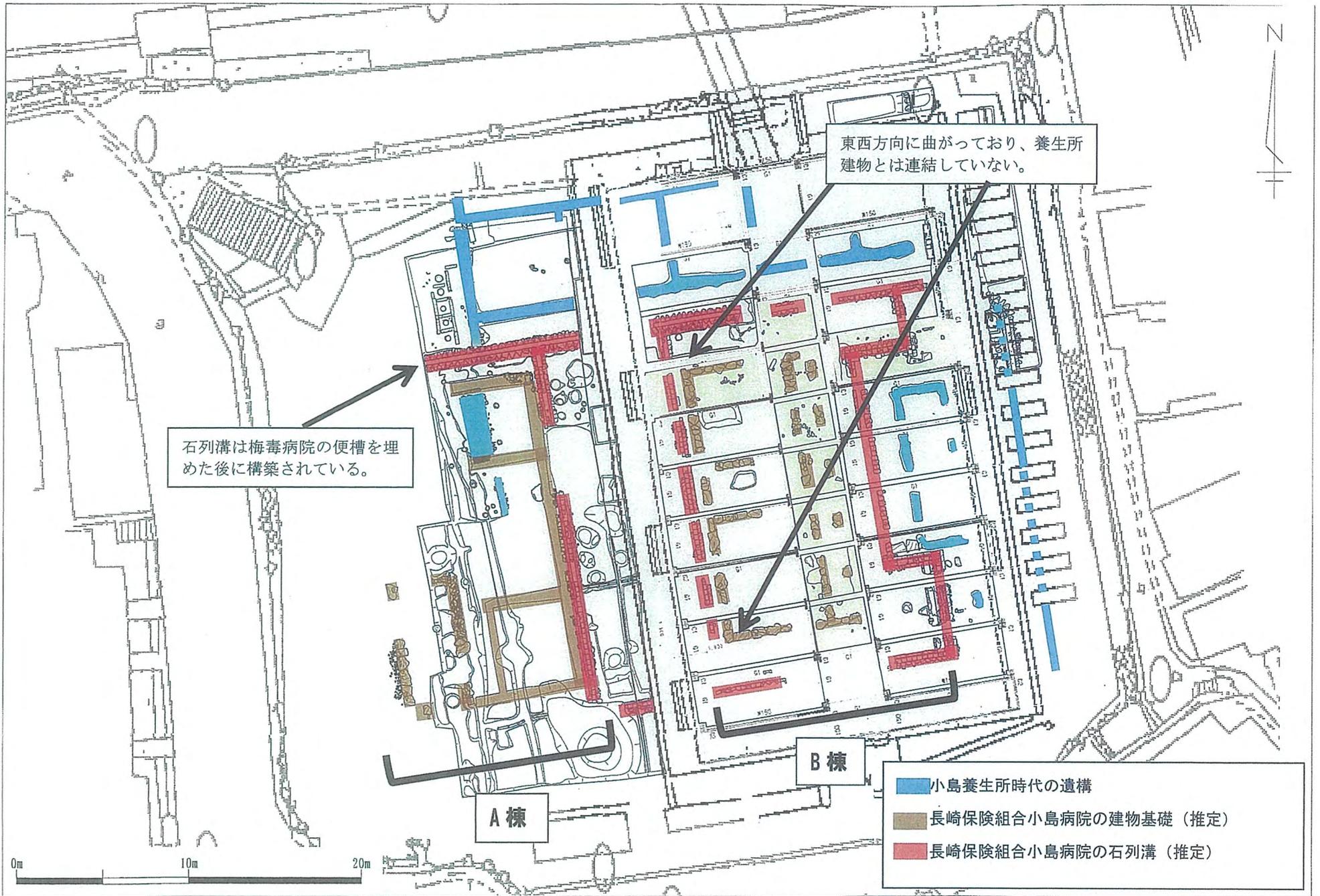
- ・小島養生所跡の北棟と南棟を結ぶ渡り廊下に関する遺構は確認されていない。
- ・養生所の北棟と南棟の間に、結晶片岩による建物基礎が南北に並んでいるが、本遺構は養生所の渡り廊下ではない。

【理由】

- ・建物基礎の南北両端はいずれも東西方向に曲がっており、南北棟とは連結していない。
- ・建物基礎の西側は、小島養生所の西側敷地ラインを越えている。さらに建物の平面プランは梅毒病院の絵図と一致しないことから、梅毒病院廃絶以降に設けられた遺構であることが判明する。
- ・建物基礎の外周には石列溝が伴っており、寄棟造りの屋根をもった建物遺構と推定できる。
- ・石列溝の覆土中からは、電線の碍子（がいし）やビー玉など昭和期の遺物が出土している。養生所時代であれば明治10年代、梅毒病院時代を含めても明治20年代までの遺物しか出土しないはずであり、これらの遺構は昭和期まで存続していたものと考えられる（旧体育館は昭和32年に建設）。
- ・昭和11年の『長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯』には下記の写真が掲載されており、検出遺構や出土遺物からみて、「長崎保険組合小島病院」時代の可能性が高い。

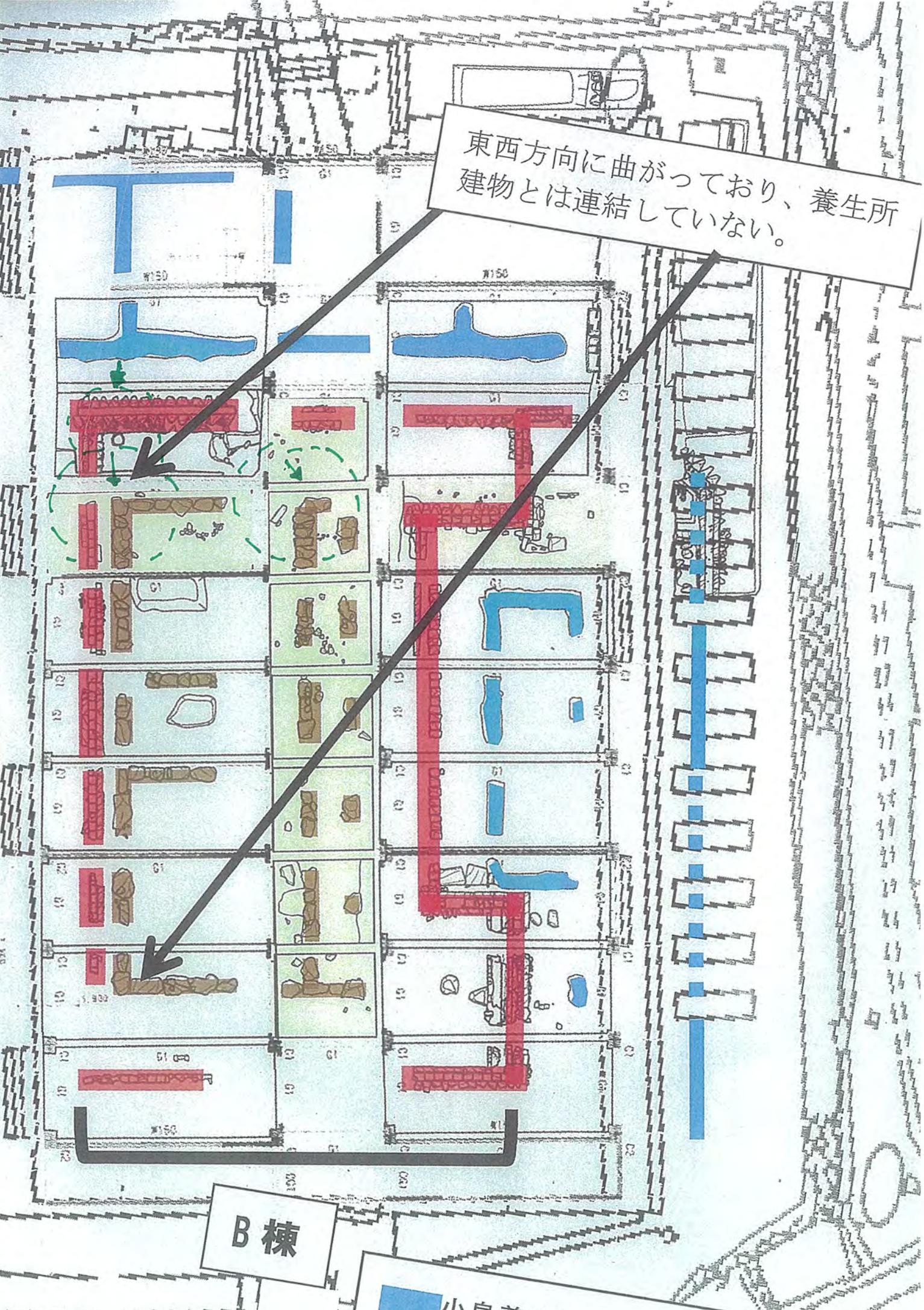


『長崎県史蹟名勝天然記念物 第八輯』より



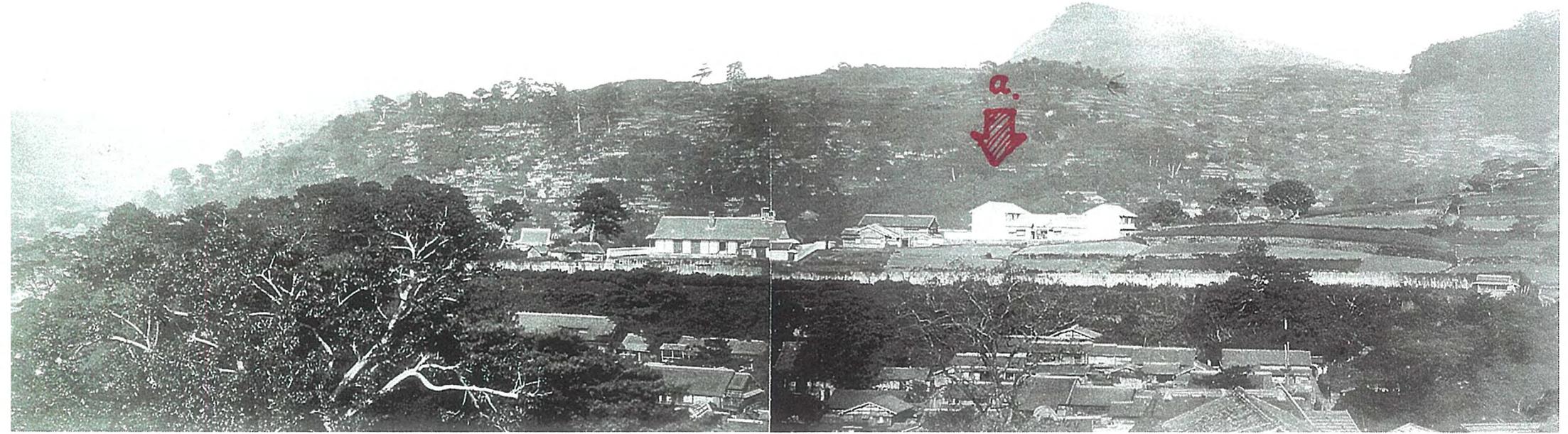
長崎（小島）養生所跡発掘調査検出遺構

東西方向に曲がっており、養生所
建物とは連結していない。



B棟

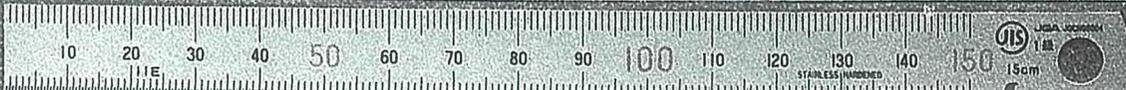
小鳥養育所





b.
10

第二回高等科卒業生
明治卅五年三月





第十四卒業生大正十一年三月





